

答申第 198 号

平成 16 年 12 月 20 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 12 年 12 月 20 日付けで諮問された生涯スポーツ振興会議に係る事業費補助金執行伺一部非公開の件( 諮問第 156 号 )について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定のスポーツ振興団体の事業費補助金事業実績報告書のうち、国民体育大会支援コーチの氏名、郵便番号、住所、電話番号及び勤務先に関する情報を非公開としたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、平成12年8月23日付けで、特定のスポーツ振興団体に係る事業報告書一式(以下「本件請求文書」という。)を一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件請求文書に神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

## 3 実施機関(教育庁教育部スポーツ課)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

### (1) 本件行政文書について

本件請求文書のうち一部非公開部分のある文書(以下「本件行政文書」という。)の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書名称	非公開情報
特定のスポーツ振興団体の事業費補助金事業実績報告書	国民体育大会支援コーチの氏名・郵便番号・住所・電話番号・勤務先に関する情報(以下「国体支援コーチ氏名等」という。)

### (2) 一部非公開部分について

国体支援コーチ氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識

別され、若しくは識別され得るものであるため、条例第5条第1号本文に該当する。また、国民体育大会支援コーチは、各競技団体から推薦のあった者の中から、特定のスポーツ振興団体による選考を経て国民体育大会に派遣され、監督の補佐等の業務を行う者であるが、国民体育大会選手団の構成員ではなく、その氏名等は公表されていないため、国体支援コーチ氏名等は同号ただし書のいずれにも該当しない。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### (2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

##### ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報は明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書のうち、国体支援コーチ氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、同号本文に該当すると判断する。

##### イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書ア

からエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 国体支援コーチ氏名等は、条例第5条第1号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又はただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア、ウ又はエに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

当審査会が調査したところ、国体支援コーチ氏名等は、国民体育大会選手団の内部資料である「選手団のしおり」にはその一部の情報が掲載されていることが認められるが、記者発表が行われ一般に公表されている選手団名簿等の資料には掲載されていないことが認められる。

したがって、当該情報は、慣行として公にされている情報であると認められず、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(3) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 12 年 12 月 20 日	諮問
平成 13 年 2 月 5 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3 月 14 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
3 月 16 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 7 月 12 日 ( 第 36 回部会 )	審議
10 月 12 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
10 月 26 日 ( 第 39 回部会 )	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成16年12月20日現在)(五十音順)